

はんつか広場 利用ガイドライン

令和7年8月版

1. 背景・目的	P.3
2. 利用条件	P.4
3. 利用の流れ	P.9
4. 利用に関する注意事項等	P.17
5. 問い合わせ先	P.21

尼崎市では、阪急塚口駅南駅前広場において、「居心地よく歩きたくなる駅前空間」を目指し、令和2年度から改良事業を継続的に実施しております。

本ガイドラインは、阪急塚口駅南駅前広場（以下「はんつか駅前広場」という。）に加え、はんつかスカイコム広場（2階）及びはんつかデッキ（2階）（総称：はんつか広場）を対象エリアとし、官民連携による日常的な賑わい創出や維持管理を行うことで、「人」中心の「居心地が良く歩きたくなるまちなか」を形成し都市の魅力と価値の向上を図ることを目的として、令和4年度から「はんつかパブリックハック宣言」を掲げ、皆様に日常的な暮らしの場として広場を使っていただけるよう、イベント開催やキッチンカー設置等社会実験を行っております。

本ガイドラインは、皆様がはんつか広場を積極的に活用いただくために策定した手引きです。

利活用可能な対象エリア

- ・ はんつか駅前広場、はんつかスカイコム広場（2階）、はんつかデッキ（2階）

対象エリアでできること

- ・ マルシェ
- ・ 展示会
- ・ ワークショップ
- ・ フィットネス
- ・ キッチンカーでの販売 など

※音楽イベントの開催については、事前相談が必要です。

※お申込み後は、事業内容等の審査がございます。

本ガイドラインに合致しない場合は、利用をお断りする場合があります。

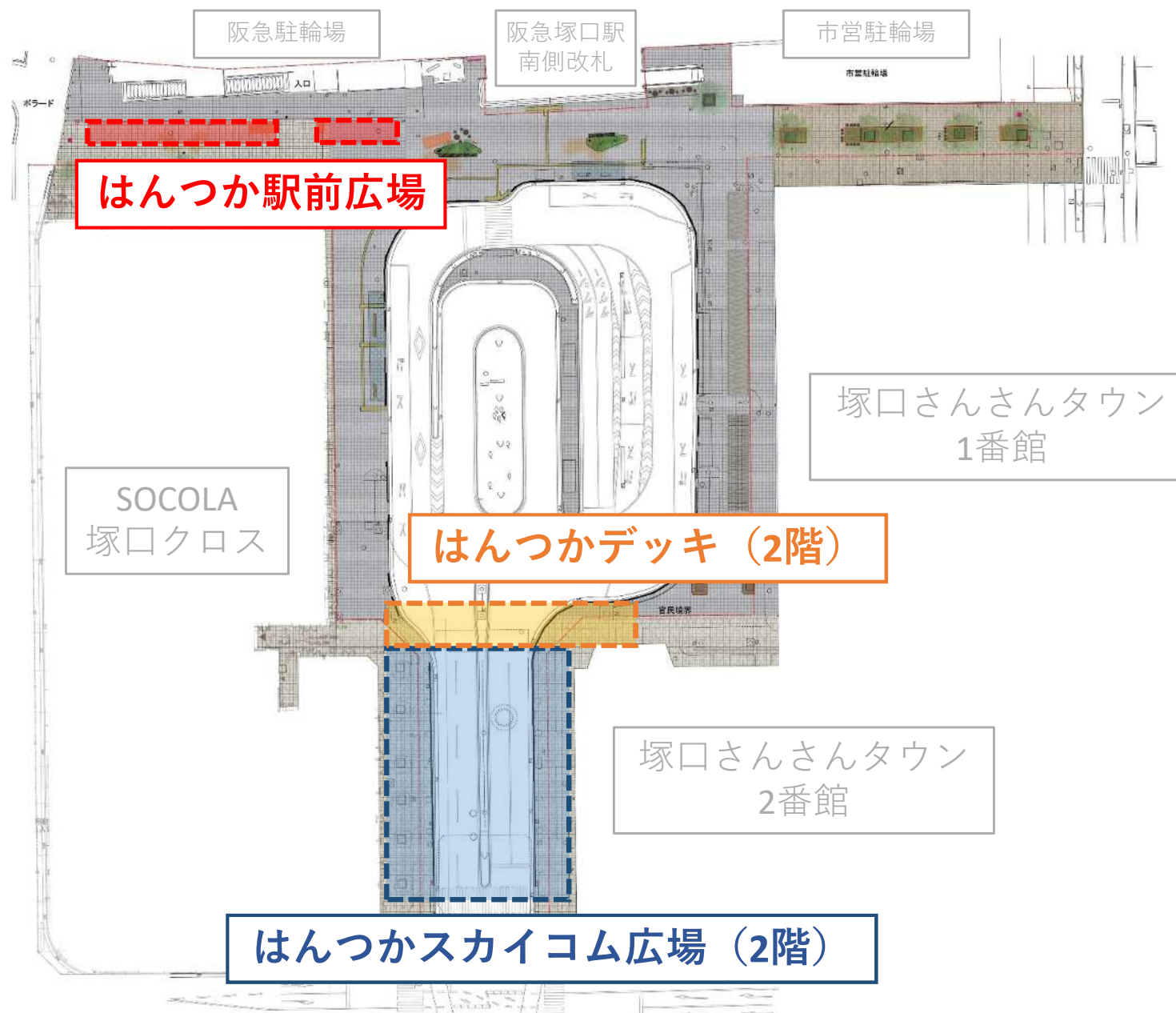
利用可能時間

- ・ 利用可能時間は、9：00～21：00（搬出入含む）です。

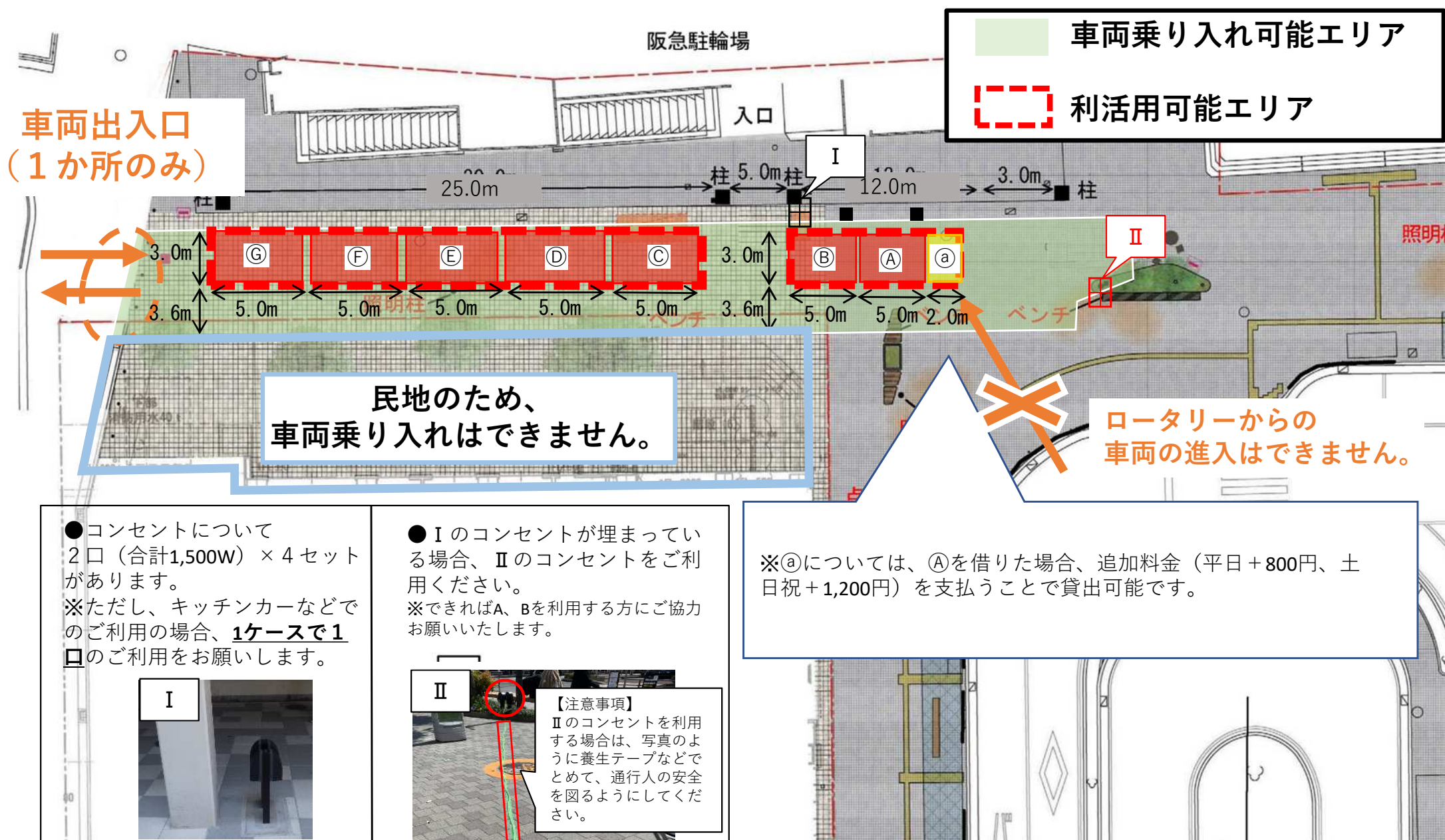
※搬出入、設営等時間外利用が必要な場合は、予めはんつかサラダ実行委員会事務局（以下「事務局」という。）（P21）へご相談ください。

※機材等について、夜間にわたっての設置はできません。

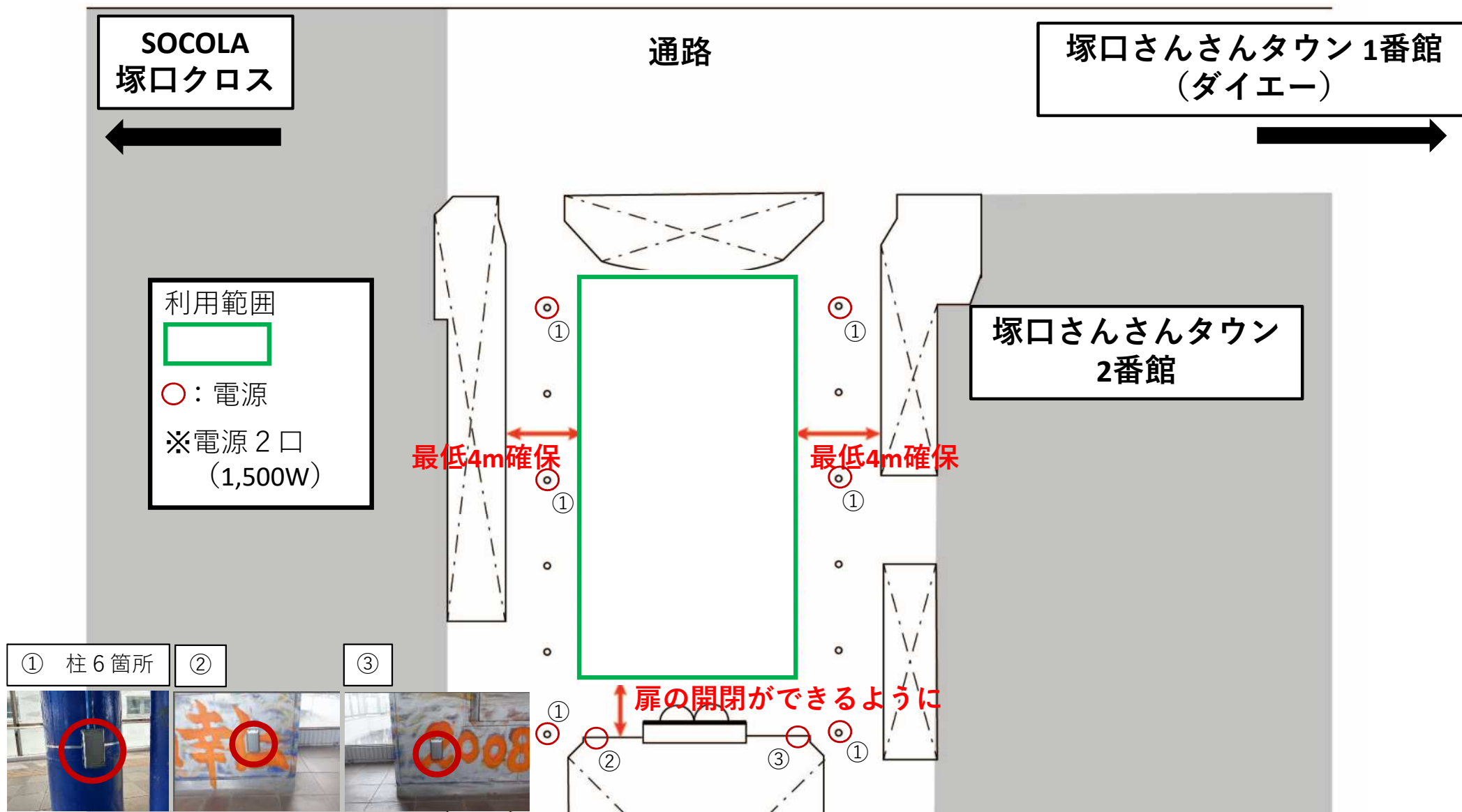
利活用可能な対象エリアMAP



はんつか駅前広場の車両乗り入れについて



はんつかスカイコム広場（2階）の利用範囲及び電気利用について



利用料金 ※1

場所	面積	利用料金	
		平日	土日祝
はんつか駅前広場	1ブース ①～⑥15㎡、⑦6㎡ ※2	2,000円	3,000円
はんつかスカイコム広場（2階）	390㎡	5,000円	6,000円
はんつかデッキ（2階） ※3	110㎡	2,000円	2,000円

※1 利用料金については、変更する可能性がございます。事前に事務局（P21）までご連絡をお願いいたします。

※2 ①を利用する場合、追加料金（平日＋800円、土日祝＋1,200円）を支払いいただくと⑦も利用可能となります。

※3 A「はんつか駅前広場」又はB「はんつかスカイコム広場（2階）」と同時に利用する場合は、各利用料金に1,000円上乗せでC「はんつかデッキ（2階）」を利用できるものとします。

- 利用料金は、電気使用料金（電気使用有無関わらず）、道路使用許可申請手数料込みの金額です。
道路使用許可申請手数料とは、道路使用許可が必要な行為（イベント実施等）を行う場所を管轄する警察署長の許可を行うにあたり必要となる料金のことです（道路使用許可申請手数料は、支払後は返金不可）。
- 時間区分はなく、いずれも終日利用（9：00～21：00まで）の金額です。
- ご利用料金は、利用月の前月末までに指定の銀行口座へ振込いただきます。
前月末までにお振込みが確認できない場合、利用申請は自動的にキャンセルとなりますのでご注意ください。
なお、お振込後の返金は原則不可ですが、災害や警報によりお客様の安全が確認できないと判断したことによる利用中止など、利用者の責によらない場合は、利用料金から道路使用料2,000円を差し引いた額を返金しますので事務局（P21）までご連絡ください。差し引き額の結果、はんつか駅前広場（平日）などは、返金額が発生しない場合もございます。

はんつか駅前広場、はんつかスカイコム広場（2階）、はんつかデッキ（2階）のいずれか1エリアの利用申請の場合

利用希望月	利用申請開始日	利用申請〆切日	審査期間	許可書等発行日	利用料納付〆切日
4月	1月4日	2月25日	約1ヵ月間	3月20日頃	3月31日まで
5月	2月1日	3月25日		4月20日頃	4月30日まで
6月	3月1日	4月25日		5月20日頃	5月31日まで
7月	4月1日	5月25日		6月20日頃	6月30日まで
8月	5月1日	6月25日		7月20日頃	7月31日まで
9月	6月1日	7月25日		8月20日頃	8月31日まで
10月	7月1日	8月25日		9月20日頃	9月30日まで
11月	8月1日	9月25日		10月20日頃	10月31日まで
12月	9月1日	10月25日		11月20日頃	11月30日まで
1月	10月1日	11月25日		12月20日頃	12月29日まで
2月	11月1日	12月20日		1月20日頃	1月31日まで
3月	12月1日	1月25日		2月20日頃	2月27日まで

利用希望月が次年度（4月以降）となる場合でも申請の受付は可能です。
 ただし、事業計画は年度単位で策定・予算化されるため、申請を受け付けた場合でも、次年度の事業内容や実施体制が確定するまで利用の確約はできません。あらかじめご了承ください。

（具体的な流れの説明は次ページへ）

はんつか駅前広場、はんつかスカイコム広場（2階）、はんつかデッキ（2階）のいずれか1エリアの利用申請の場合

【利用希望月の3ヵ月前から申請可能】

①はんつかサラダ実行員会HPで空き状況確認、事前相談がある場合は事務局（P21）へ

↓

②・初回利用の場合、申請者は同じだが前回と異なる申請内容の場合

⇒ 利用申請前に、事務局（P21）と面談

・2回目以降の利用

⇒ 面談不要

↓

③利用希望月の利用申請〆切日までに利用申請フォームで申請

↓

④審査期間（事務局、尼崎市への道路占用許可申請、尼崎北警察署への道路使用許可申請）

※以下については各種届出を行い、「ア」、「イ」は届け出の写しを事務局（P21）に提出すること

ア 火気使用⇒「露店等開設届出書」を尼崎北消防署へ

イ 食品取扱⇒「模擬店等における実施届」を尼崎市保健所へ

ウ はんつかスカイコム広場（2階）、はんつかデッキ（2階）使用の場合⇒尼崎市都市開発㈱へ

↓

⑤事務局（P21）からの利用許可書及び利用料納付書発行

※利用申請フォームで登録したメールアドレスに通知

※利用者は、エリア利用時は、利用許可書をいつでも提示できるようにしておくこと

↓

⑥利用者は利用料を期日までに支払う

※支払いが確認でき次第、領収書を発行（支払いがない場合は利用を取り消す）

↓

⑦当日設営（搬出入含む）

はんつか駅前広場、はんつかスカイコム広場、はんつかデッキ 3エリア同時利用申請の流れ

利用月	利用申請開始日	利用申請×切日	審査期間	許可書発行日	利用料納付×切日
4月	10月1日	2月25日	約1ヵ月間	3月20日頃	3月31日まで
5月	11月1日	3月25日		4月20日頃	4月30日まで
6月	12月1日	4月25日		5月20日頃	5月31日まで
7月	1月4日	5月25日		6月20日頃	6月30日まで
8月	2月1日	6月25日		7月20日頃	7月31日まで
9月分	3月1日	7月25日		8月20日頃	8月31日まで
10月分	4月1日	8月25日		9月20日頃	9月30日まで
11月分	5月1日	9月25日		10月20日頃	10月31日まで
12月分	6月1日	10月25日		11月20日頃	11月30日まで
1月分	7月1日	11月25日		12月20日頃	12月29日まで
2月分	8月1日	12月20日		1月20日頃	1月31日まで
3月分	9月1日	1月25日		2月20日頃	2月27日まで

利用希望月が次年度（4月以降）となる場合でも申請の受付は可能です。
ただし、事業計画は年度単位で策定・予算化されるため、申請を受け付けた場合でも、次年度の事業内容や実施体制が確定するまで利用の確約はできません。あらかじめご了承ください。

（具体的な流れの説明は次ページへ）

はんつか駅前広場、はんつかスカイコム広場、はんつかデッキ 3エリア同時利用申請の流れ

【利用希望月の6ヵ月前から申請可能】

①事務局（P21）へご連絡ください。

2回目以降の利用時も、都度、事務局（P21）へご連絡ください。

↓

②利用希望月の利用申請〆切日までに利用申請フォームで申請

↓

③審査期間（事務局、尼崎市への道路占用許可申請、尼崎北警察署への道路使用許可申請）

※以下については各種届出を行い、「ア」、「イ」は届け出の写しを事務局（P21）に提出すること

ア 火気使用⇒「露店等開設届出書」を尼崎北消防署へ

イ 食品取扱⇒「模擬店等における実施届」を尼崎市保健所へ

ウ はんつかスカイコム広場（2階）、はんつかデッキ（2階）使用⇒尼崎市都市開発㈱へ

↓

④事務局（P21）からの利用許可書及び利用料納付書発行

※利用申請フォームで登録したメールアドレスに通知

※利用者は、エリア利用時は、利用許可書をいつでも提示できるようにしておくこと

↓

⑤利用者は利用料を期日までに支払う

※支払いが確認でき次第、領収書を発行（支払いがない場合は利用を取り消す）

↓

⑥当日設営（搬出入含む）

火気を使用する場合

「露店等開設届出書」を以下のアドレスからダウンロードし、必要事項を記入してください。
https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/shisei/sinseisyo/dl_bousai/116sinseiyosi.html



尼崎北消防署に提出



提出後、消防署から受付印を押したものが返却される。



返却された書類の写しを事務局（P21）に提出

食品を取り扱う場合

「模擬店等における実施届」を以下のアドレスからダウンロードし、必要事項を記入してください。
<https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/kurashi/iryou/syoku/051shokubaza.html>



尼崎市保健所に提出



提出後、保健所から受付印を押したものが返却される。



返却された書類の写しを事務局（P21）に提出

はんつかスカイコム広場（2階） はんつかデッキ（2階） を使用する場合

- ・電気の使用
- ・エレベーターの使用
- ・ベンチを動かすためのジャッキの使用
- ・屋根の開閉希望



該当する場合

尼崎市都市開発㈱へ相談

利用開始までの流れ（留意事項）

○はんつかサラダ実行員会HP

https://amagasaki.mypl.net/article/hantsuka_amagasaki/86418

○事前相談

事前相談の際は、対象エリアの利用内容が分かる設営撤去も含めたスケジュール、会場図、使用備品リスト等をご持参ください。

○利用申請

- ・ 利用申請は、先着順で受け付けます。

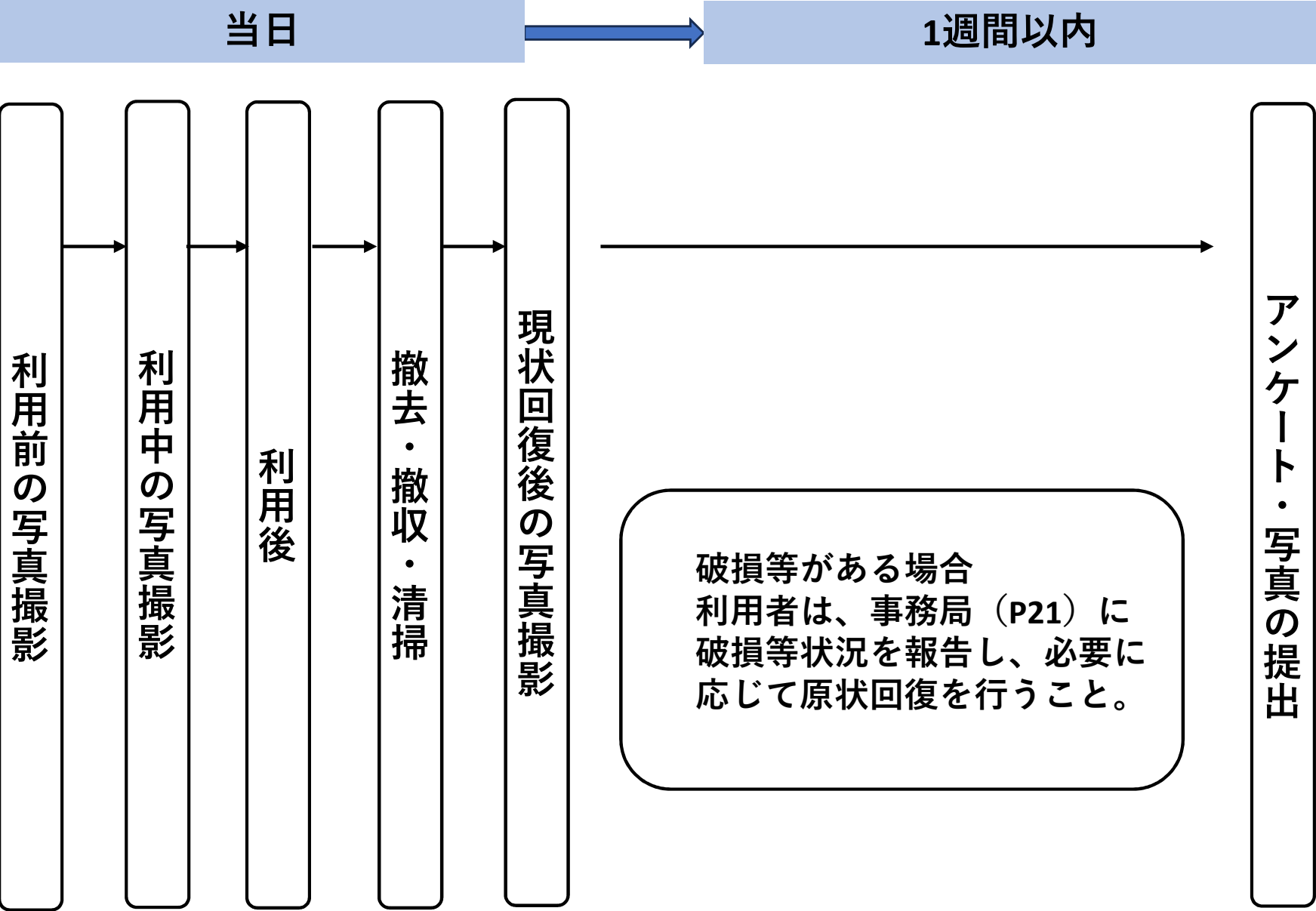
○はんつか駅前広場への車両搬入・搬出について

- ・ 出入り口はP6「2. 利用条件-はんつか駅前広場の車両乗り入れについて」に記載のある一カ所のみです。ロータリーからの侵入はできません。
- ・ はんつか駅前広場内の車の転回は禁止です。
- ・ 搬入・搬出の際は誘導員を配置し、歩行者の安全第一で、速やかに行ってください。

○設営・利用開始

- ・ 設営、準備は必ず対象エリア内にて行い、一般の歩行者等の迷惑にならないよう、また通路を塞ぐことの無いように作業を行ってください。
- ・ 設置物は、強風で煽られ飛ばされる等がないよう、重りを乗せる、設置物同士を緊結するなどの対策をしてください。
- ・ 設営時の養生について、重量物及び床との接触面が硬い、または鋭利である物を設置する場合や汚損の恐れがある場合は、床面及び接地面の養生を行ってください。
- ・ はんつか駅前広場に隣接する駐輪場は、尼崎市の施設ではないため、物をくくりつけたりしないで下さい。

利用後の流れ



利用後の流れ

○撤収・撤去・清掃

- ・ 設置した設備や備品類については、各自で必ず撤去して下さい。
- ・ 梱包などの撤収作業は必ず対象エリア内にて行い、一般の歩行者等の迷惑にならないよう、また通路を塞ぐことの無いように作業を行ってください。
- ・ 利用後に利用場所の清掃を行ってください。清掃にあたって、水の利用はできません。万が一汚れが発生した場合は、洗い流さずにふき取るなどの対応をお願いいたします。

○アンケート実施・写真の提出

- ・ 提出期日：利用完了後1週間以内
 - ・ 提出先：はんつかサラダ実行委員会
 - ・ 提出物：アンケート、利用前・利用中・利用後（現状復帰後）それぞれの写真データ
- ※アンケートは、利用申請申込時のご登録メールアドレス宛にお送りいたします。
- ※写真データは、事務局（P21）のメールアドレス宛にお送りください。

○破損等がある場合

ご利用により、万が一、道路修繕費用がかかるような破損等を生じさせた場合は、事務局（P21）に報告した上で、必要に応じて現状回復を行ってください。

○電気使用時ブレーカーが切れた場合について

「広場利用に関すること、災害、事故・急病、苦情等に関すること」の連絡フロー図に記載の連絡先へお願いします。

※迅速に対応できない場合があります。

○発電機の使用について

発電機の使用は可能ですが、はんつかデッキは音・臭いの発生しない「充電式」の発電機（ポータブル電源）のみが使用可能です。

○水の使用について

- 水道はご利用頂けません。各自準備をお願いします。
- また、排水はできません。各自でお持ち帰りください。

○火気の使用について

- 火気を使用する場合は、各自消火器を用意してください。
- P11の記載に沿って、必要な手続きを行ってください。

○喫煙について

禁止です。

○駐車スペースについて

ありません。お近くの有料駐車場をご利用ください。

※路上駐車及び近隣地区への無断駐車は固くお断りします。

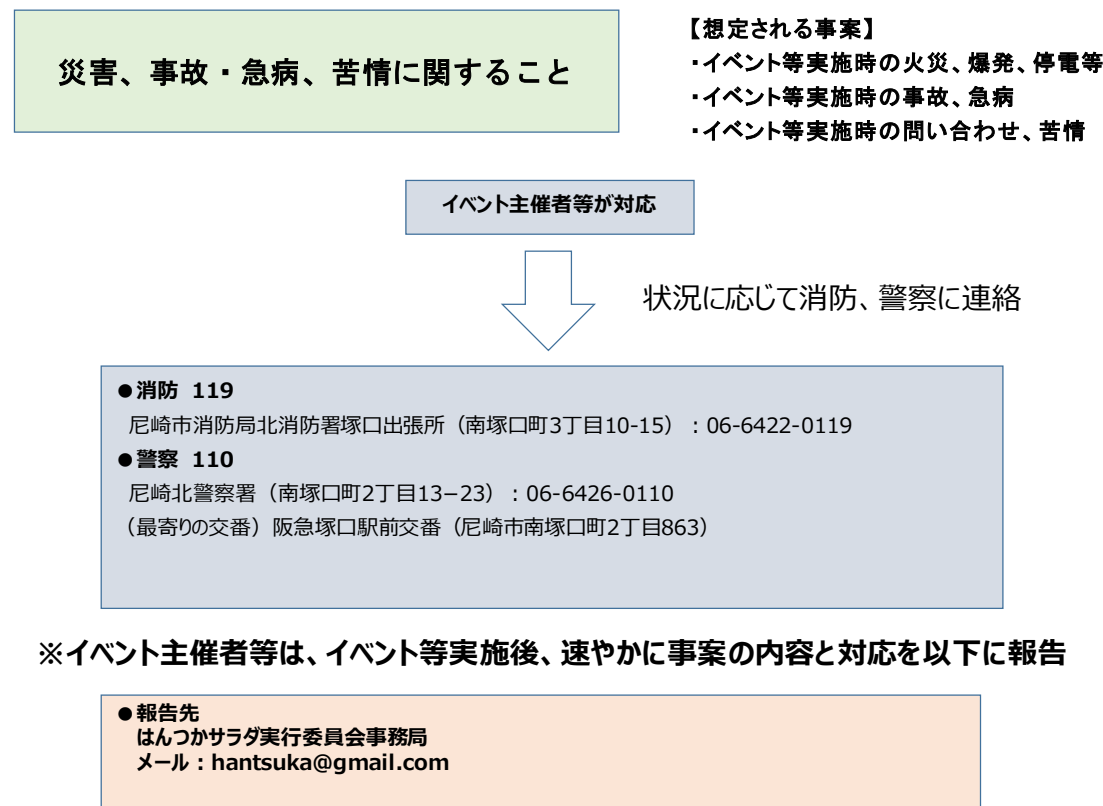
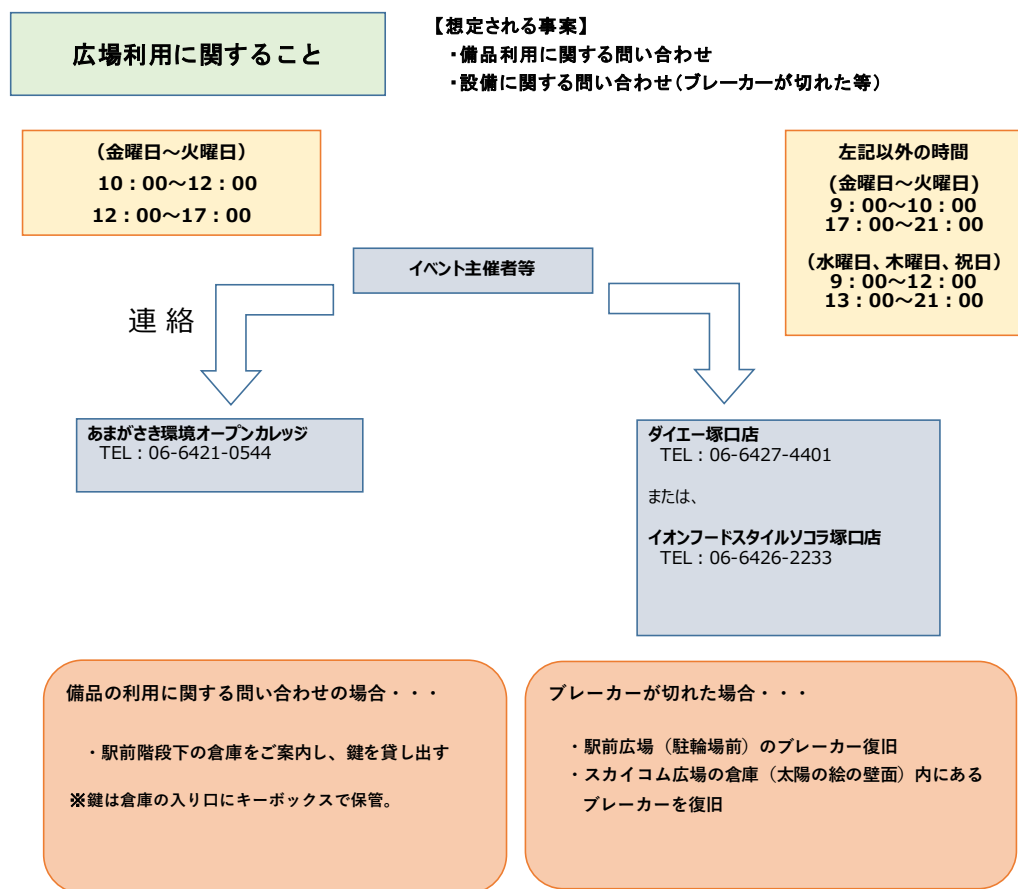
○雨天等で中止する場合について

雨天等での利用中止判断は、利用者ご自身で行ってください。中止した場合は、事務局（P21）の電話番号に連絡してください（休館等不在時はメールアドレスへ連絡）。

○トラブルへの対応について

周辺住民や広場利用者からの苦情等のトラブルが起こった際は、利用者が誠意をもって対応してください。（搬入・搬出の時間帯を含む）

広場利用に関すること、災害、事故・急病、苦情等に関すること（連絡フロー図）



○清掃、ゴミ処理について

ご利用に際して発生するゴミは、ゴミ袋を設置して各自回収・処分をお願いします。物販の場合は、ゴミ袋を設置するなどお客様にご自身のブースに容器など返却いただくようご案内をお願いします。

○酒類について

- 酒類を販売・提供する場合は、周囲が公共空間であるということを意識し、お客様に対して適切な量のみの販売・提供を心掛けてください。
- 万が一、お客様が泥酔するなど、公衆に迷惑をかけうると判断された場合、利用者で声掛けを行ってください。

○暴力団排除について

広場について、暴力団を利用するおそれがある利用はできません。利用者を問わずすべての関係者に暴力団員や暴力団密接関係者がいないかご確認ください。

○音について

- 和だいこ、大声でのコール、とびはねは禁止です。
- イベント開催の2週間前までに、音が生じるイベントを行う旨を周知するチラシを作成し、事務局（P21）に確認を受けてください。
- 確認後、以下の2施設へ配布してください。
 - ①尼崎市都市開発株式会社へ連絡の上、住居用掲示板へ掲示および塚口さんさんタウン2番館へ全戸配布（120部）
 - ②プラウド阪急塚口駅前の管理室（06-6427-3315）に連絡の上、全戸配布（管理室1室、住戸421部）
- イベントについて周辺住民の理解が得られるようなチラシとしてください。チラシに掲載が必要な事項は以下の通りです。

- イベント実施日、音の出る時間帯、イベント内容
- イベント主催者の連絡先(土日祝にも連絡可能)
- 「お騒がせします。」等周辺住民へのお詫びの内容

○その他

- 本ガイドラインに記載のない内容については、事務局（P21）に相談してください。
- 本ガイドラインの記載事項を遵守いただけない場合、広場の利用を将来にわたって許可できない場合があります。
- 利用者は道路法その他関係法令を遵守するとともに、道路構造の保全、道路交通及び公益上障害とならないよう、利用者の負担において維持管理してください。
- 利用に起因し、尼崎市、はんつかサラダ実行委員会及び第三者に損害を与え、又は紛争を生じた場合は、利用者の責任において解決してください。「広場利用に関すること、災害、事故・急病、苦情等に関すること」の連絡フロー図をご確認ください。
- 利用者は、通行者の妨げになる迷惑行為を見つけた場合、利用者の責任において、口頭注意などにより、通行空間の確保に努めてください。
（例：道路上でのたむろや階段、地べたに座っての飲食・路上駐輪など）
- 社会実験中につき、本ガイドラインは随時、内容が変わることがあります。

はんつかサラダ実行委員会事務局（利用相談・書類申請先）

- 所在地：兵庫県尼崎市南塚口町2丁目1-2-402号 塚口さんさんタウン2番館4階
- TEL/FAX：06-6421-0544
- メール：hantsuka@gmail.com
- 窓口：午前10時～午前12時、午後1時～午後5時 休館：水・木・祝日

※担当者が不在のことがあるため、窓口にお越しの際は、必ず事前連絡の上お越しくください。
（事前予約制）

事業主体

尼崎市 都市整備局 都市戦略推進担当 まちづくり戦略推進担当

- 所在地：兵庫県尼崎市東七松町1丁目23番1号 本庁北館6階
- TEL：06-6489-6620
- FAX：06-6488-8883
- メール：ama-toshisenryaku@city.amagasaki.hyogo.jp